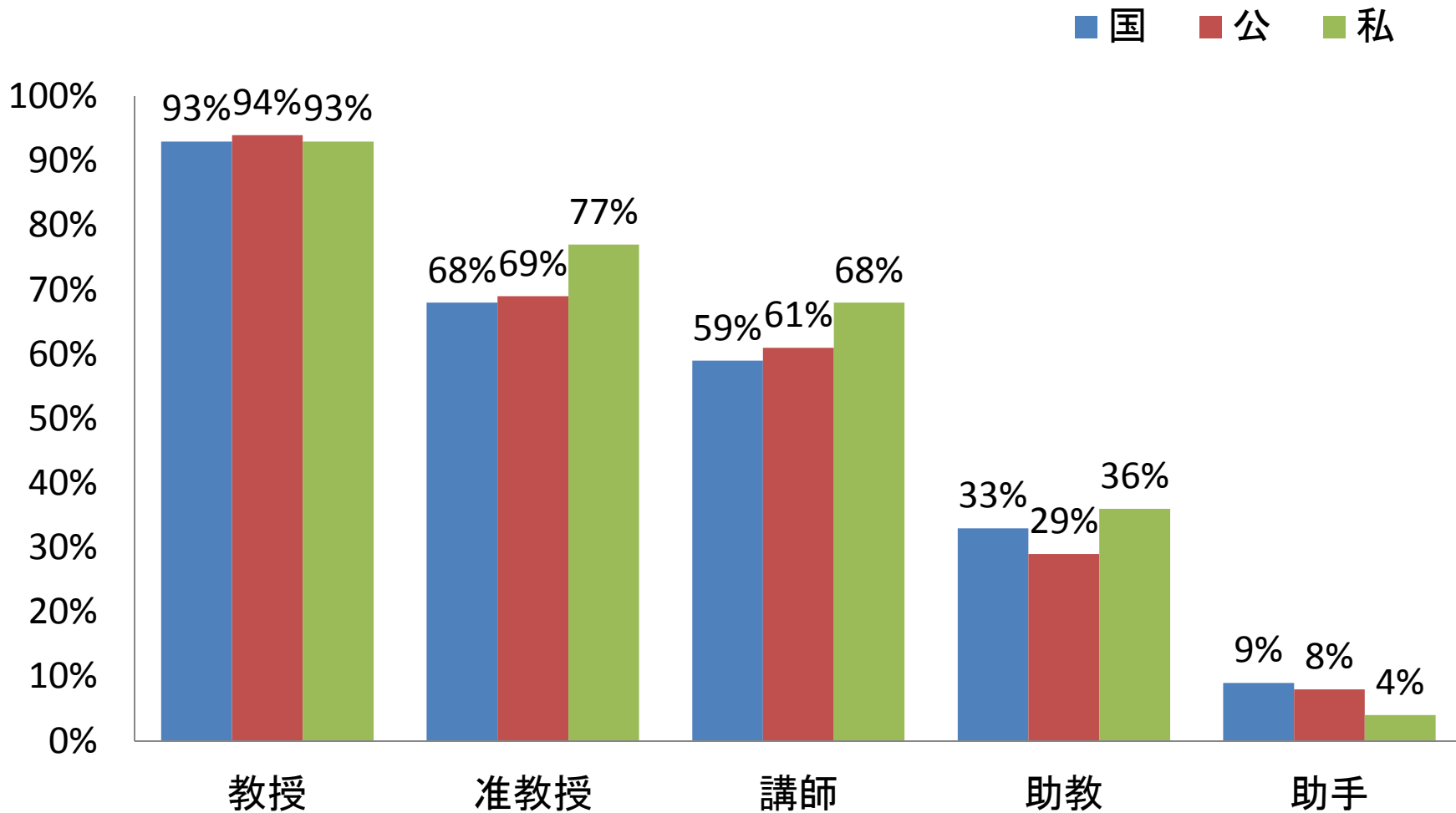


○教授会の構成員は、正教授が中心だが、准教授や講師などの参加も広く見られる。



文部科学省調べ(H25.6速報値)
 (回答数 国公立大学の2122学部)

※これは速報値であり、今後、データについては、修正があり得る

- （教員人事についての学校法人の業務決定が、教授会の審議を経ていない場合及び教授会の意見と異なる場合の効力については、判断がわかれているが）、「最高裁判例は、昭和48年・大法院判決（三菱樹脂事件）以来、**憲法の自由権的基本権の保障規定は、私人間の関係を直接規律するものではない**との立場を明示しており、昭和49年・判決（昭和女子大学事件）で、学生に対する退学処分の事案について**この法理を私立大学に適用**している。また、大学教員についても、学校法人の業務決定機関である理事会に委ねられているとする。【※注：甲南大学事件】」
- 「これらを総合的に勘案すると、私立大学の教員にも、学問研究の自由、研究結果の発表の自由、教授の自由は保障されなければならないが、また、学校教育法施行規則第144条に規程される学生の入学、卒業等については教授会の審議が必要であるが、私立大学における大学の自治は、私立大学とその設置者である学校法人とを一体としてとらえて、その自主的組織と自主的運営、そこで行われる教育研究について、国がその自由を保障し、干渉しないことをいうものと解される。」
- 「理事会と教授会の関係についても、**学校法人の意思決定過程において、教授会の意見は十分尊重されなければならないが**、学校法人に置かれる評議員会の意見のように予め経なければならない手続として法定されているものではない。
学校法人の意思決定過程における教授会の審議をどのように位置付けるかは、教学に関する教授会審議の重要性に十分配慮しながら、意思決定機関である理事会において定めるべきであると解される。」

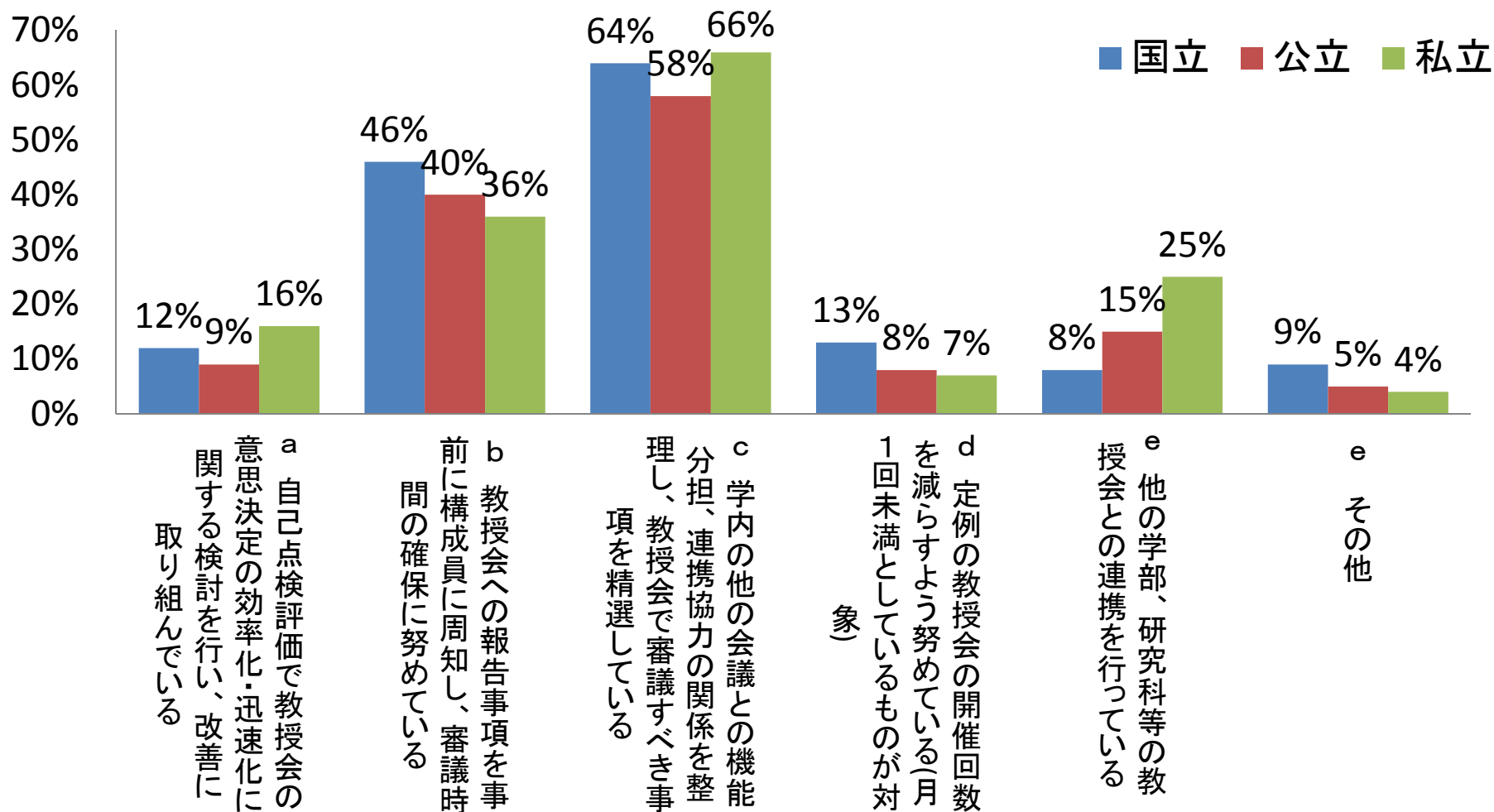
（出典：鈴木勲 『逐条学校教育法第7次改訂版』 学陽書房）

（参考）

○甲南大学事件（大阪高判平10・11. 26）

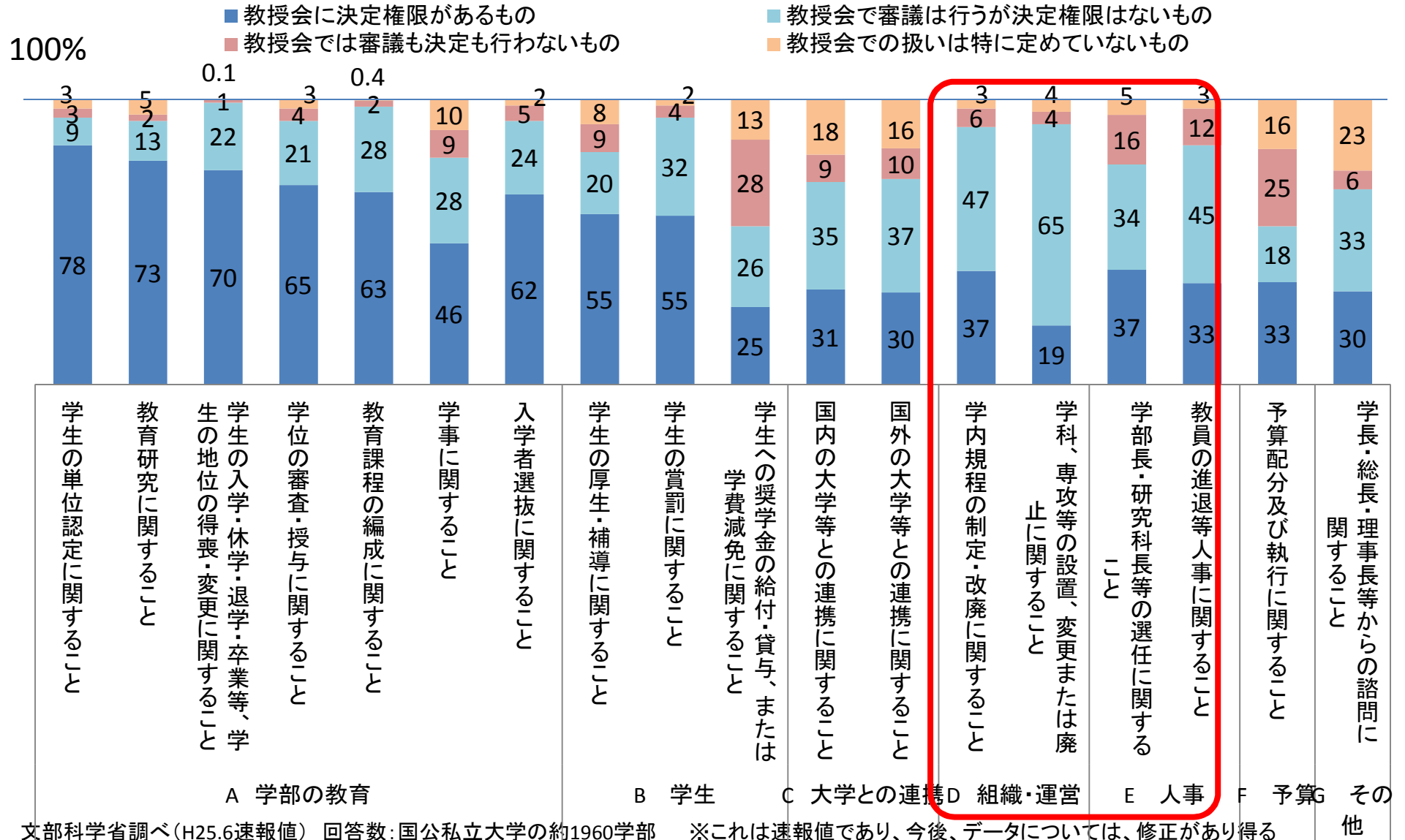
「・・・人事に関する大学の自治は、寄附行為の定めるところにより業務決定機関である理事会に委ねられているのであって教授会にはその権限がなく、また学問の自由は各教員に保障されているとはいえ、そのことを根拠に、当然に、教員の解雇については教授会の解任決定が必要且つ有効要件であって、この決定が理事長の前記任免権限を羈束すると結論づけることは到底できない。」

○過半数の大学が、教授会での審議事項の精選に取り組んでいる。



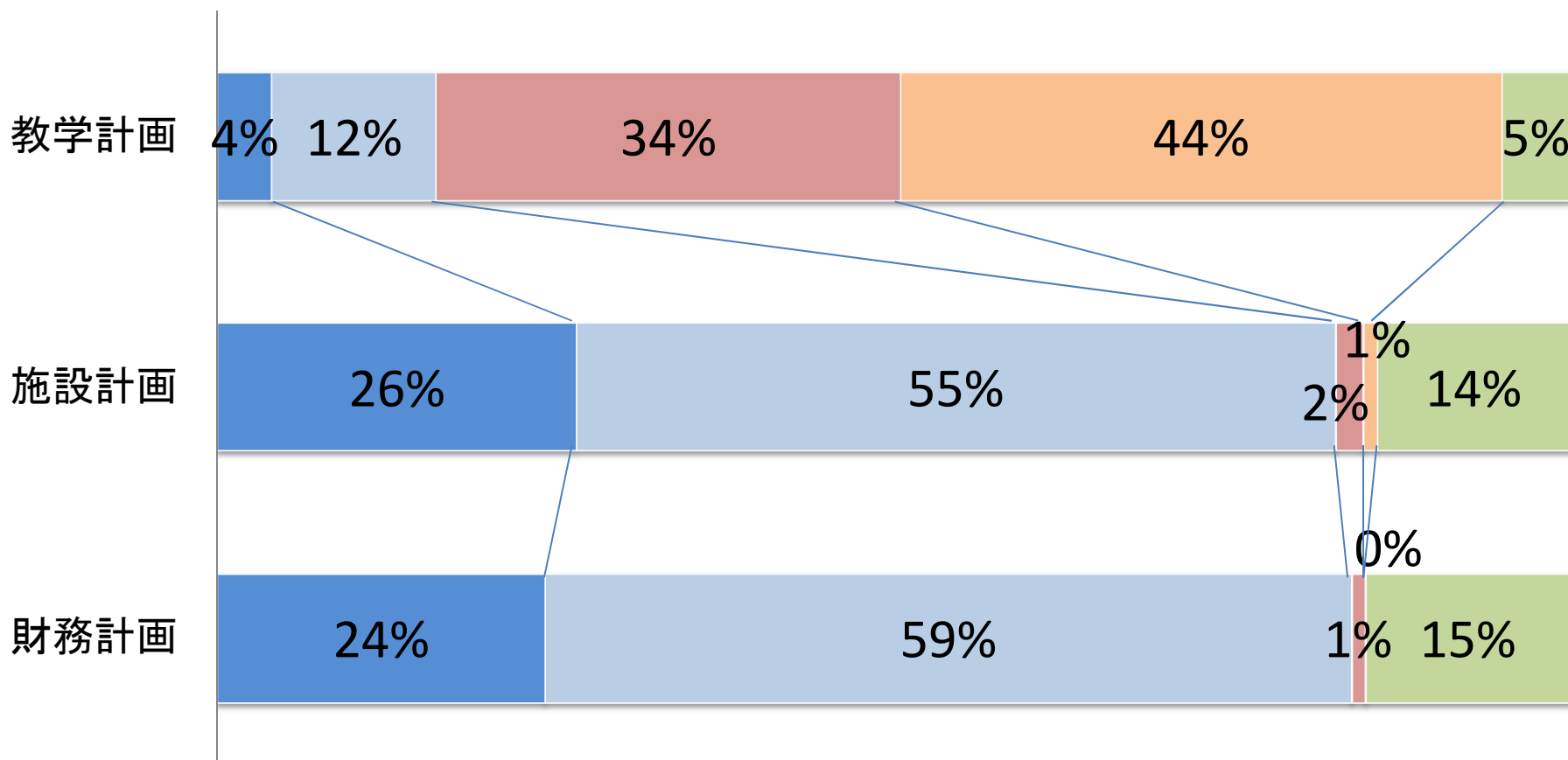
文部科学省調べ(H25.6速報値)
(回答数 国公立大学の2122 学部)
※速報値であり、修正があり得る

○大学の組織改廃や規程改正、教員人事については、教授会で審議は行うが決定権限がないことが多い。
○一方で、学部の教育や学生に関することについては、理事会や学長から教授会に権限が委譲されている傾向が見られる。



○教学計画については、学長や教授会の影響が強い。一方で、財務計画や施設計画については理事長や理事会の影響が非常に強い。

■ 理事長 ■ 理事会 ■ 学長 ■ 教授会 ■ その他



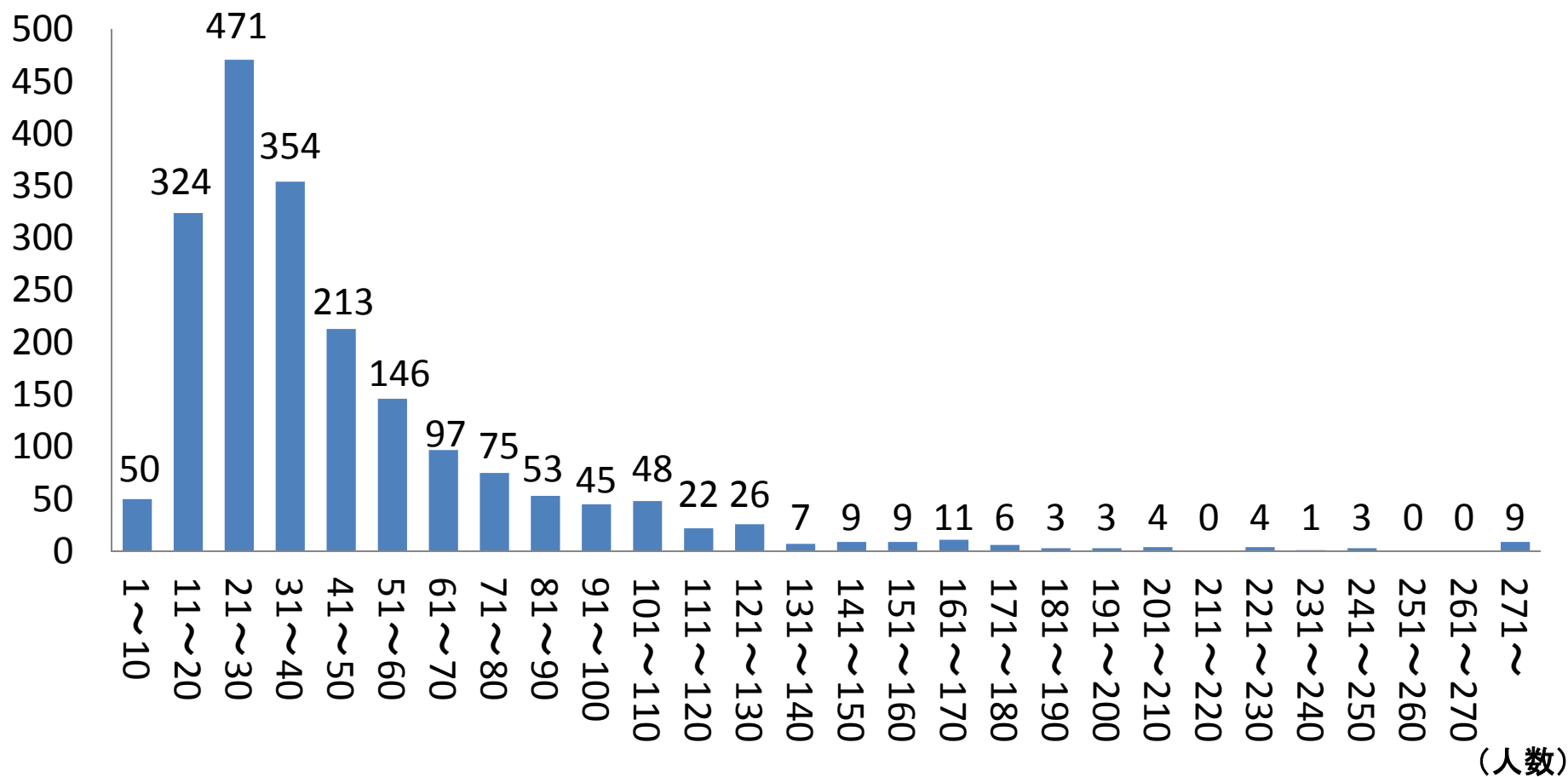
私立学校振興・共済事業団「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」(H25.8速報値)

※これは速報値であり、今後、データについては修正があり得る

(回答数 大学法人・短期大学法人539法人)

学部教授会の構成員は、10人～40人程度のケースが多い。

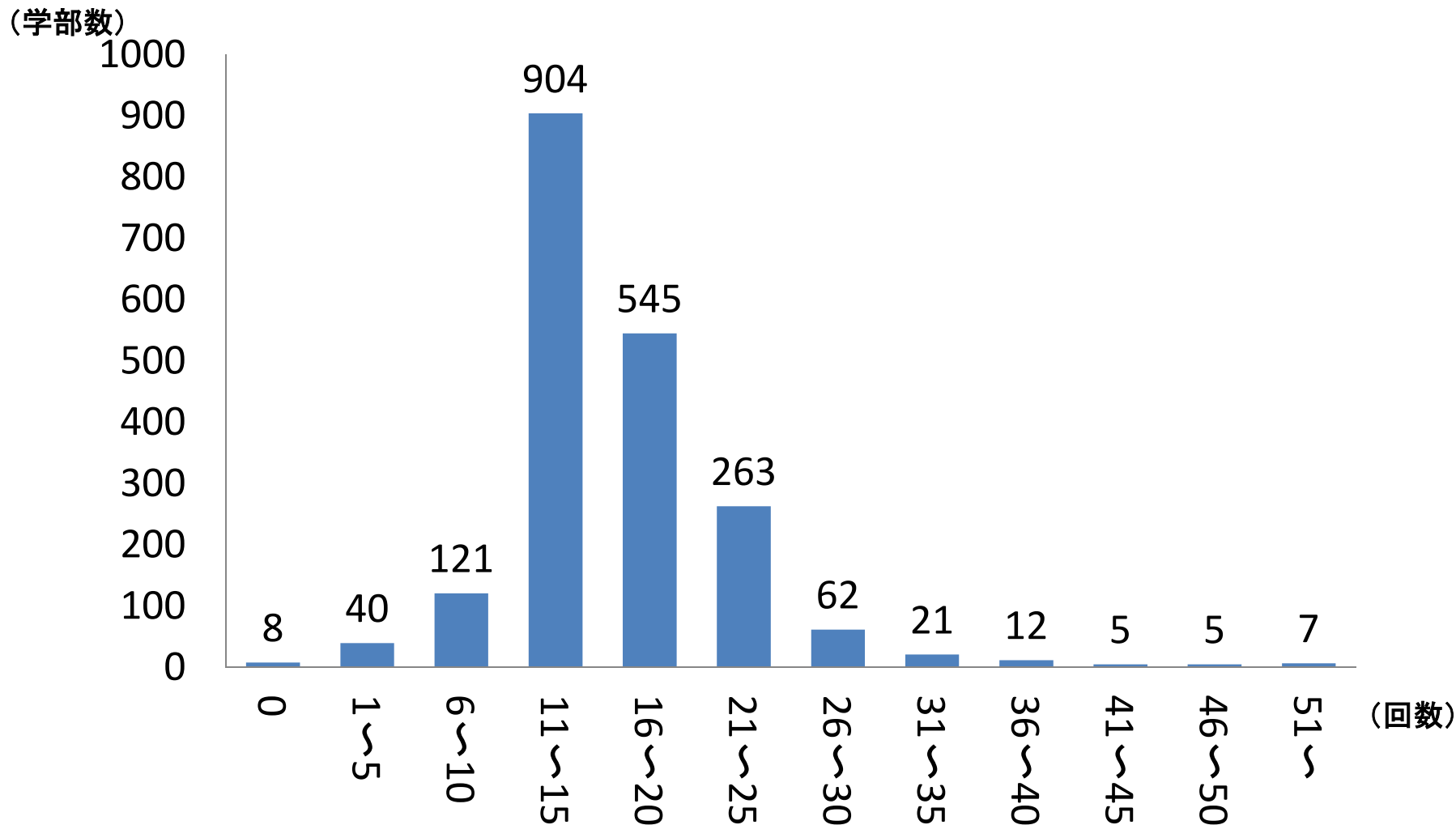
(学部数)



文部科学省調べ(H25.6速報値)
回答数 国公立大学の1993学部

※これは速報値であり、今後、データについては修正があり得る

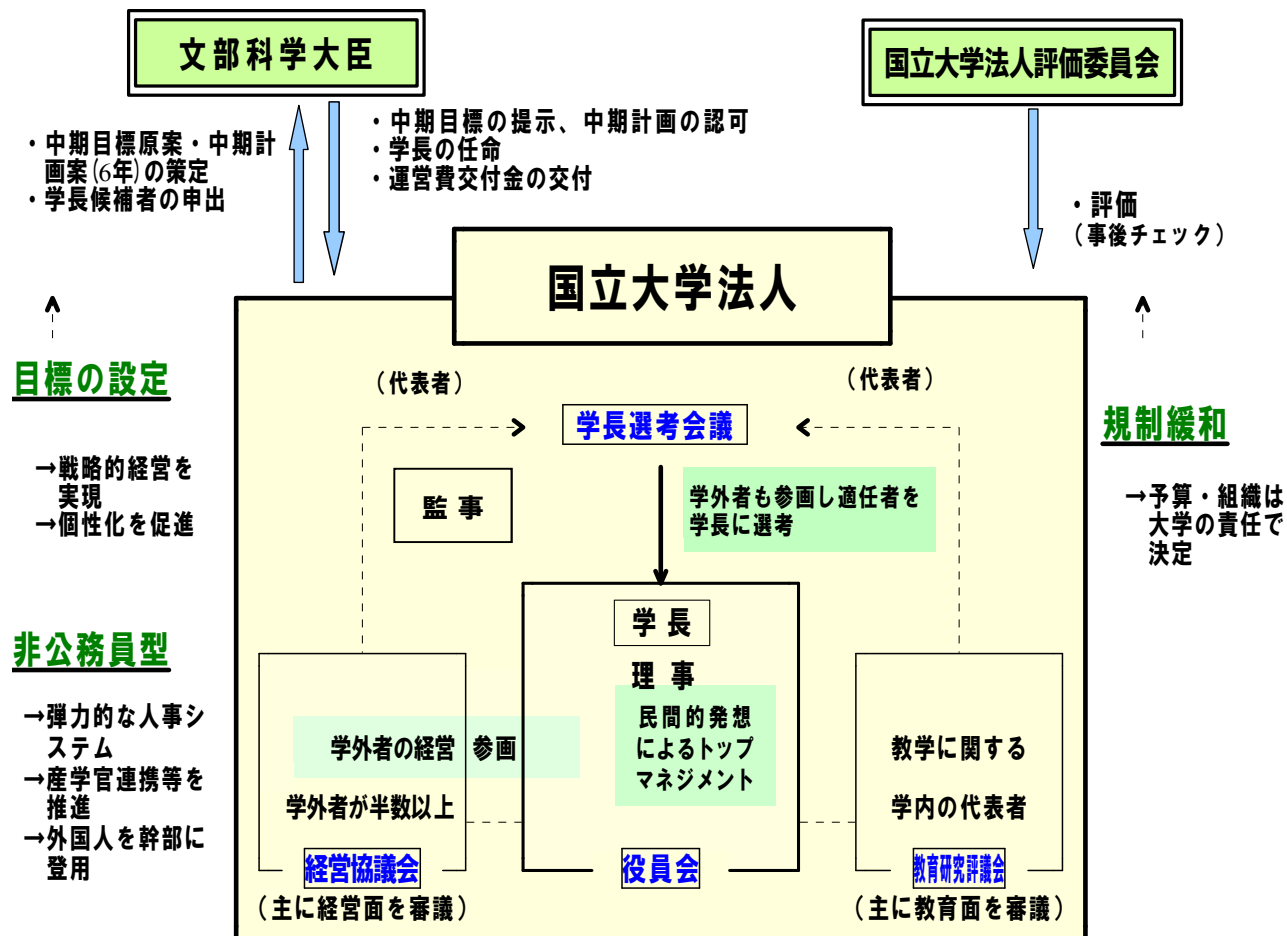
○教授会の、年間の開催回数は、概ね毎月1回程度が多い。



文部科学省調べ(H25.6速報値)
(回答数 国公立大学の1993 学部)

※これは速報値であり、今後、データについては修正があり得る

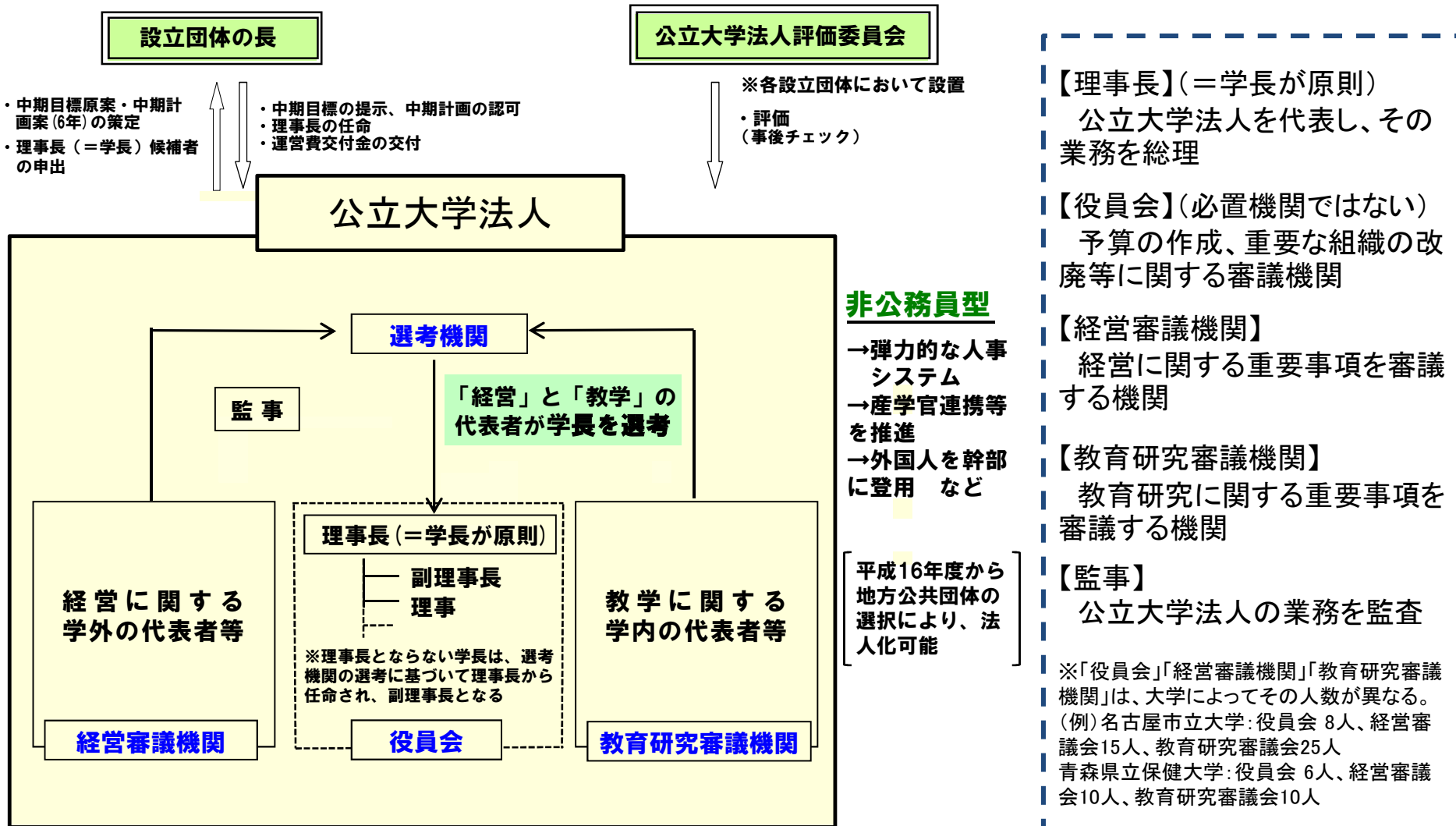
- 国立大学法人の長は、「法人を代表し、その業務を総理」する**法人の長**であると同時に、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」という**大学の学長**としての両方の性格を有する。
- 国立大学法人の学長は、学外者などから構成される経営協議会の代表者と、学内者から構成される教育研究評議会の代表者から構成される「**学長選考会議**」において選考され、文部科学大臣が任命する。
- 意思決定プロセスの透明性確保や、適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件について、**合議制の審議機関**を法定（「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」）。



- 【学長】**
国立大学法人を代表し、その業務を総理
- 【役員会】**
予算の作成、重要な組織の改廃等に関する審議機関
- 【経営協議会】**
経営に関する重要事項を審議する機関
- 【教育研究評議会】**
教育研究に関する重要事項を審議する機関
- 【監事】**
国立大学法人の業務を監査

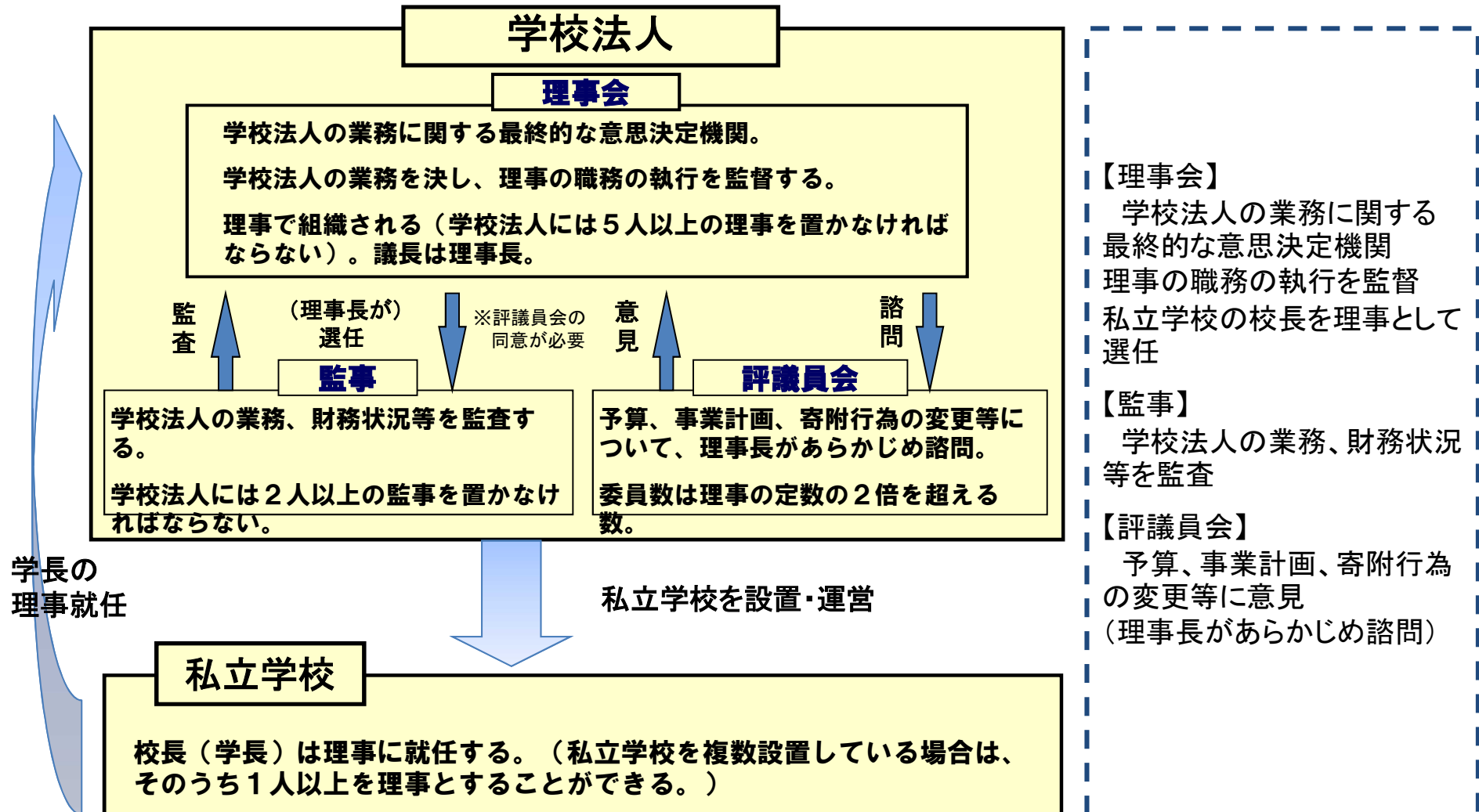
※「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」は、大学によってその人数が異なる。
 (例) 東京大学: 役員会8人、経営協議会 22人、教育研究評議会43人
 京都教育大学: 役員会4人、経営協議会 8人、教育研究評議会12人

- 公立大学法人では、**法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則**とされているが、両者を分離することも可能。
- 公立大学法人の理事長は、学外者などから構成される経営審議機関の代表者と、学内者から構成される教育研究審議機関の代表者から構成される**学長選考機関**において選考され、設立団体の長が任命する。
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定**(経営審議機関、教育研究審議機関)。



※「役員会」は、地方公共団体の判断(定款に規定)等で設置可能

- 学校法人の**最高意思決定機関は、合議制機関である理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



【監事の任命】

- 国立大学法人：**文部科学大臣が任命**。外部監事を含まなければならない。
- 公立大学法人：**設立団体の長が任命**。財務管理、経営管理など優れた識見を有し、監査実務に精通している者。
- 学校法人(私立大学)：評議員会の同意を得て、**理事長が任命**。外部監事を含まなければならない。

【監事の職務】

- 監事の監査の対象とするのは、「財務・会計」だけでなく、**法人の「業務」全体**。
- 特に、大学全体や各学部・研究科の業務執行状況を評価するためには、**監事が教育研究についても、適切に監査**することが求められている。

【非常勤監事】

監事に占める**非常勤監事の割合**は、**国立大学で72.7%、私立大学で93.8%**。

※監事を非常勤としている主な理由

- ・組織規模・予算規模を考慮すれば、非常勤でも対応可能
- ・常勤で就任可能な適任者がいない
- ・予算の制約

【監事の監査業務を支援する体制(例)】

- ・**内部監査室**が監事の業務を補助・支援
- ・監事の下に、**専任の組織や人員を配置**

< 監事の職務に関する規定 >

○国立大学法人法第11条

- 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。

○地方独立行政法人法第13条

- 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。

○私立学校法第37条

- 3 監事の職務は、次のとおりとする。
 - 一 学校法人の業務を監査すること。
 - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 四 ・・監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

◇監事業務に関する実態・監事からの意見(平成24年2月文科省アンケート調査)

1. 非常勤監事の状況

◆非常勤監事の数:125名(全監事の72.7%) ◆非常勤監事のみを設置する大学数:41校

(非常勤監事としている理由)

・組織規模・予算規模を考慮すれば、非常勤でも対応可能。 ・常勤で就任可能な適任者がいない。 ・予算の制約 等

2. 役員会等への監事の出席の可否

◆国立大学のうち、約7～8割の大学において、監事の役員会、経営協議会、教育研究評議会への出席を学内規定で認めているほか、規定が存在しない場合においても、ほぼ全ての大学で出席が可能な状態となっている。

※上述以外のその他の学内の会議にも多くの大学が監事の出席を可としている。

※また、上述の会議への出席の他にも、月に一度学長との定期的な意見交換の機会等を設けている大学も多い。

3. 監事業務を補助・支援する組織／内部監査を担当する組織等の状況

◆いくつかの大学では、監事の下に専任の組織や人員を配置。(ex.東北大学の監事監査担当、山口大学の監事支援室等)

◆一方、多くの大学が、学長の指揮命令系統下にある内部監査室等が監事の業務を補助・支援。

◆ほぼ全ての大学において、独立した内部監査室等を設置。

◆一方、内部監査室等の職員が全て兼任職員である大学も20大学存在。

※財務担当の職員を兼任とする例が多い

4. その他に寄せられた意見等

◆国立大学法人法において、監事の権限が明確に規定されていないため、現在は各大学が運用上の工夫により、権限を行使し、補完してきている。今後すみやかに会社法のように監事の権限を明記するべきである。

◆監事の任期が会計年度(4月～3月)となっており、監事が交代する場合に年度監査報告(翌年6月)に支障が出ている。

○各大学や大学の設置者に対しては、様々な法令に基づいて情報公開が求められている。

	中期目標・中期計画等	教育研究に関すること	財務・経営に関すること
国立大学	<ul style="list-style-type: none"> ○中期目標・中期計画(30条、31条) ○業務方法書(通則28条) ○年度計画(通則31条) ○事業報告書(通則33条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自己点検・評価結果の公表(学教法109条) ○認証評価結果の公表(学教法110条) ○教育研究活動状況の公表(学教法113条) ○教育研究活動状況の公表(学教法施行規則172条の2) <ul style="list-style-type: none"> ・大学の教育研究上の目的 ・教育研究上の基本組織 ・教員組織、教員数、各教員の学位及び業績 ・入学者受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学生数、卒業又は修了者数、進学者数、就職者数その他進学及び就職等の状況 ・授業科目、授業の方法及び内容、年間授業計画 ・学修成果の評価及び卒業・修了認定に際しての基準 ・校地校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境 ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること ・学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(努力義務) ○成績評価基準等の明示(大学設置基準25条の2) <ul style="list-style-type: none"> ・授業の方法及び内容、年間授業計画の明示 ・成績評価基準、卒業認定基準の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ○理事の任免(13条、17条) ○財務諸表の官報公告(通則法38条) ○一般への閲覧(通則法38条) <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ・事業報告書 ・決算報告書 ・監事及び会計監査人の意見を記載した書面 ○職員の給与等の基準(通則法63条)
公立大学	<ul style="list-style-type: none"> ○業務方法書(地独法22条) ○中期目標(地独法25条) ○中期計画(地独法26条) ○年度計画(地独法27条) ○業務実績の評価結果(地独法28条) ○中期目標に係る事業報告書(地独法29条) ○中期目標に係る業務実績に関する評価結果の公表(地独法30条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・校地校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境 ・授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること ・大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること ・学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> ○理事等の任免(地独法14条、17条) ○財務諸表の公告(地独法34条) ○一般への閲覧(地独法34条) <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ・事業報告書 ・決算報告書 ・監事の意見を記載した書面 ○職員の給与等の基準(地独法57条)
私立大学		<ul style="list-style-type: none"> ○利害関係人に対する閲覧(私学法47条) <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業報告書 ・監査報告書 ※財務情報を一般公開している学校法人の割合は98.7% 	

中央教育審議会令（抄）

最終改正：平成二十三年七月二七日政令第二三二号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（分科会）

第五条

審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

○大学分科会

- 一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること（スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）。
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（部会）

第六条

審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

第7期大学分科会における部会等の設置について

平成25年4月4日
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第6条第1項及び中央教育審議会運営規則第3条第5項及び第4条第1項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 大学教育部会

(所掌事務)

大学教育の在り方に関し、以下の事項を中心に専門的な調査審議を行う。

- (1) 求められる知識・技能の高度化に対応した進路選択・学修機会の充実について
- (2) 大学の質保証の充実について
- (3) 短期大学の在り方について

2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方に関し、以下の事項を中心に専門的な調査審議を行う。

- (1) 大学の質保証の充実について
- (2) 大学院教育の在り方について

3. 組織運営部会

(所掌事務)

大学のガバナンスの在り方に関し、専門的な調査審議を行う。

4. 大学のグローバル化に関するワーキング・グループ

(所掌事務)

我が国の大学のグローバル化の促進に関し、専門的な調査審議を行う。

5. 法科大学院特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善について専門的な調査審議を行う。

6. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第112条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。